

那珂市議会 産業建設常任委員会記録

開催日時 令和6年6月12日（水）午前10時
開催場所 那珂市議会全員協議会室
出席委員 委員長 寺門 勲 副委員長 小宅 清史
委員 大和田和男 委員 笹島 猛
委員 遠藤 実 委員 福田耕四郎
欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

議長 木野 広宣 事務局長 会沢 義範
次長 秋山雄一郎 次長補佐 三田寺裕臣

会議事件説明のため出席した者の職氏名

副市長 玉川 明 財政課長 大内 正輝
財政課長補佐 照沼 克美 産業部長 加藤 裕一
農政課長 石井 宇史 農政課長補佐 浜名 哲士
建設部長 高塚 佳一 都市計画課長 今野 貴元
都市計画課長補佐 黒川 耕二 上下水道部長 金野 公則
下水道課長 海野 英樹 下水道課長補佐 秋山 洋一

陳情の説明のため出席した者

小貫 秀夫 代理人 白川 敬裕弁護士

会議に付した事件

- (1) 議案第41号 令和6年度那珂市一般会計補正予算（第2号）
…原案のとおり可決すべきもの
- (2) 議案第44号 令和6年度那珂市下水道事業会計補正予算（第1号）
…原案のとおり可決すべきもの
- (3) 陳情第6号 土地利用規制の見直しに関する陳情について
…不採択とすべきもの

議事の経過（出席者の発言内容は以下のとおり）

開会（午前10時00分）

委員長 皆様、改めましておはようございます。

本日は、産業建設常任委員会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。
開会前にご連絡いたします。

本日も換気のため廊下側のドアを開放して常任委員会を行います。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

会議は公開しており、傍聴可能といたします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内での発言は必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際は、簡潔かつ明瞭にお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は電源をお切りいただくかマナーモードにお願いいたします。

ただいまの出席委員は6名でございます。欠席委員はありません。定足数に達しておりますので、これより産業建設常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議長及び議会事務局職員が出席しております。

ここで、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 皆様、改めましておはようございます。

昨日から急に気温が上がりまして、議員の皆様も体調管理が大変だと思いますけれども、十分管理していただきますようお願い申し上げます。

また、本日は議案と陳情がございますので、寺門委員長の下、慎重な審議を賜りますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

続きまして、副市長よりご挨拶をいただきます。

副市長 改めまして、おはようございます。

本日は、産業建設常任委員会へご出席、お疲れさまでございます。

執行部のほうでちょこちょここと相変わらず新型コロナウイルス感染症が出ておりまして、見ると全員がちょっとマスクしておりますけれども、ご了承いただければと思います。

本日提出しております議案は、補正予算2件でございます。慎重なるご審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長 ありがとうございます。

これより議事に入ります。

本委員会の会議事件は、別紙会議次第のとおりでございます。

初めに、議案第41号 令和6年度那珂市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

財政課より一括して説明をお願いいたします。

財政課長 財政課長の大内です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第41号をご覧ください。

議案第41号 令和6年度那珂市一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

歳出になります。

7款土木費、3項都市計画費、1目都市計画総務費749万円。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

笹島委員 これ749万円って何ですか、ちょっと分からないんですけども。

都市計画課長 都市計画課、今野と申します。

寄居地区におきます大規模商業施設の開発計画に伴う都市計画見直しに係る委託料を計上しているものです。よろしくお願いいたします。

笹島委員 ちょっとよく分からないので、もう一回お願いします。

都市計画課長 寄居地区におきまして、大規模商業施設の開発計画がございます。それに伴いまして、都市計画の見直しが生じます。その委託料を計上しているものです。よろしくお願いいたします。

笹島委員 どういう見直しですか。

都市計画課長 答えいたします。

地区計画の策定、それから、用途の見直しを行います。

笹島委員 もっと具体的に教えてください。

都市計画課長 答えいたします。

民間事業者から申出が今回出ております。申出による地区計画の策定を想定して業務を進めているところです。その地区計画の策定のために委託を発注する必要がありますので、その委託料。それから、用途の変更が生じます。現在、工業地域の設定はされておりますけれども、それを見直すという予定をしております。

以上です。

笹島委員 以前、イオンが来るということの敷地内ですけれども、それを全部使うのか、それとも一部を使うのか、それはどうですか。

都市計画課長 答えいたします。

今回、12ヘクタールの開発を予定しております。そのうち11ヘクタールは市街化区域ですので、工業地域になっております。ほかの1ヘクタールにつきましては、調整区域となっております。合わせて12ヘクタールと予定しております。

以上です。

笹島委員 どういうものを計画しているんですか。

都市計画課長 答えいたします。

民間事業者からの今回申出ですので、まだ詳しくこの場でお話しできないところもあるんですが、大規模商業施設でございますので、具体的には店舗とか飲食店などの集客施設で規模の大きいものと想定しております。

以上です。

笹島委員 複合施設ということで、スーパーとか飲食店とか入る、そのようなあれで、名立たるチェーン店が入るということですか。

都市計画課長 申し訳ありません。詳しいブランドとかその辺は申し上げられないんですが、例えば大きいホームセンターですとか、例えばの話です。大きい店舗というような想定をしております。

以上です。

笹島委員 計画はどのようになっているんですか。何年頃竣工する予定ですか。

都市計画課長 お答えいたします。

今、民間事業者のほうで地区計画の案を策定しているところです。関係事業者と協議などを行っているというふうに聞いております。その策定がまだ時期は未定なんですが、出てき次第、うちのほうで申出を受けて、具体的な法手続に入っていきたいというふうに予定しております。

以上です。

大和田委員 それに関連してですけれども、その図面はないんですか。送られてきたやつかな。

都市計画課長補佐 先日、政策企画課のほうからラインワークスを通じて発信させていただいた程度の図面しかないもので、今回ご提出させていただくようなものについては、現在まだ用意されていないような状況です。

以上です。

大和田委員 そのラインワークスはちょっと見させていただいたんですけれども、市として大規模商業施設ということで、市とすると、やっぱりその周辺のインフラ整備がどうなのかというところなんですけれども、そういったインフラ整備はどのように考えているのか伺います。

都市計画課長 お答えいたします。

その周辺のインフラ整備も重要な観点になってこようかと思います。菅谷市毛線、それから菅谷飯田線に挟まれる区域でありまして、両都市計画道路とも今事業中で、順次整備を進めているところですので、併せてしっかり整備を行っていきたいと考えております。

以上です。

大和田委員 あと、あれだけの商業施設だと、大きな菅谷飯田線ですとか菅谷市毛線は分かるんですけれども、寄居地区にできるということで、寄居の普通の一般の生活道路ですね、どちらかというね。というところの何ていうんですか、寄居や堀之内ですか、そういったのはどんなふうに考えているのか。

都市計画課長 交通量とかそのような話でよろしいんでしょうかね。おっしゃるとおり、交通量に関して影響が出てこようかと思いますので、近隣の市町村も含めて広域調整という

ものをやっております。交通量調査をしながら、影響がどのように出てくるかというのを含めて協議をしているところです。

以上です。

大和田委員 続いて、排水もちょっとどんな感じなのか。

都市計画課長補佐 下水道ということでよろしいでしょうか。所管課のほうとの協議内容について、現時点においては、都市計画課においてはまだちょっと確認が取れていない状況なので、すみません、都市計画課のほうではちょっと今日は答えを持ち合わせておりません。

大和田委員 そうですよね、今日はね。いないのでね。分かりました。

都市計画というのであれば、そうすると寄居に接道するとあれば、計画しているのは多分、下菅谷停車場線あたりのしまむらからの道路だと思うんですけども、寄居地区の商業施設にくっつけられる今計画中であるのは下菅谷停車場線だけだと思うんですけども、下菅谷停車場線なんかはどのように、併せて。

都市計画課長補佐 今回の集客施設に関しましては、既存の菅谷飯田線と菅谷市毛線に接道するような事業計画になってございます。現時点におきましては、事業主のほうについても既存の道路を使って商業施設を立地するというような考えの下にやっている状況もございまして、今後の状況において、次のステップにおいて、必要に応じて下菅谷停車場線についても対応を検討する時期が来るのではないかというふうには考えておりますが、今日の段階でちょっとお答えをするような、すみません、繰り返しの答弁になりますが、持ち合わせていないところです。

遠藤委員 じゃそれに関連して、この規模なんですけど、イオンが前はね、誘致の話がありましたけれども、今回の商業施設は規模感でいうとどれぐらいのものが来るというふうになるんですか。

都市計画課長 お答えいたします。

面積でいいますと12ヘクタールを予定しておりまして、そのうち約5分の1ぐらい、大体2万5,000平米とか、そのぐらいが建物の面積というような、今のところですが、予定をしております。

以上です。

遠藤委員 ごめんなさい、面積ではなく、商業施設としてどれぐらい大きい、いわゆる集客規模ですね、想定しているのはどれぐらいのことなんですか。

都市計画課長 お答えいたします。

今、何が来るかというところまでを含めまして協議中のところもありまして、ちょっとお答えしづらい部分もあるので、申し訳ありません。この場では控えさせていただきます。

遠藤委員 あと、地権者の方々へのアプローチというかはどんな状況なんですか。

都市計画課長 お答えいたします。

まず、借地契約につきましては全筆完了しているというところでございます。それから、地区計画につきまして、今、案の策定中ですが、案が出来上がった段階でまた改めて地権者の方々に説明をするというふうに聞いております。

以上です。

遠藤委員 では、あと、この議会もそうですが、都市計画審議会、そちらのほうとの報告の何ていうんですかね、時系列的な意味でいうと、どこらまで来ているんですか。

都市計画課長 お答えいたします。

まだ案の申出の前ですので、法手続にも入っていないような段階でございます。これからの予定ですが、案申出をされた段階で、一旦、市で受けます。受けて、その場で一旦、都市計画審議会に諮ります。法手続を進めていくかどうかという審議を行います。それから、最終的に地区計画の策定となりますので、策定の段階で諮問という手続になりますが、都決の手続でもう一回審議会を行います。さらには、もし意見書等がたくさん出て、どうもという場合には、もう一回さらに追加して審議を行って、いい計画かどうかというのを改めて議論するような、そういう場も想定しております。

以上です。

遠藤委員 それとあと、イオンの頃から1つ議論があったのは、そういう大規模な商業施設が来ることによって、地元の商工業者への影響を商工会なんかとそういう話を、ちょっとどこのレベルですかであります。相乗効果が見込めれば当然いいことなんですけれども、そういう大型が来ると、やっぱり地元の伝統的な商工業者に関しての影響というのは、ある程度、いい悪いあるとは思いますが、そこらに関しての今のところの市の見解はどんな感じですか。

都市計画課長 お答えいたします。

商工会への影響も当然あると思います。また一方で、地元の経済の振興・発展につながると、また、雇用の創出も生まれてくるというようないい影響があるのではないかとこのように考えております。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 ほかになければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第41号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 ご異議なしと認め、議案第41号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部の入替えをお願いいたします。

休憩（午前10時16分）

再開（午前10時18分）

委員長 再開いたします。

続きまして、議案第44号 令和6年度那珂市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部より説明をお願いいたします。

下水道課長 おはようございます。下水道課長の海野と申します。ほか2名が出席しております。よろしくお願いします。

それでは、議案第44号のほうをお開きください。

議案第44号 令和6年度那珂市下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明します。

第1条、令和6年度那珂市下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和6年度下水道事業会計予算第4条本文括弧中、資本的収入額が資本的支出に対して不足する額6億7,250万1,000円を資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額5億8,450万1,000円に改め、減災積立基金7,000万円、過年度分損益勘定留保資金9,623万9,000円及び当該年度分損益勘定留保資金4億6,537万7,000円を過年度分損益勘定留保資金9,623万9,000円及び当該年度分損益勘定留保資金4億4,737万7,000円に改め、資本的収入の予定額を次のように補正する。

続きまして、科目、既決予定額、補正予定額、計の順に読み上げます。

収入になります。

第1款資本的収入10億8,340万7,000円、8,800万円、11億7,140万7,000円、第2項企業債5億8,980万円、8,800万円、6億7,780万円。こちらは令和6年4月4日に地方債の改定省令が施行され、資本費平準化債の拡充がありましたので、そちらを対応するものでございます。

第3条予算第5条中5万8,000を14万6,000に改め、58万9,800を67万7,800に改めます。第2条の変更に伴う企業債、公共下水道事業資本費平準化債借入限度額の変更になります。

続きまして、8ページをお願いします。

令和6年度那珂市下水道事業会計補正予算明細書になります。

資本的収入になります。

項、既決予定額、補正予定額、計の順に読み上げます。

2 項企業債 5 億 8,980 万円、8,800 万円、6 億 7,780 万円。

以上になります。よろしくお願いします。

委員長 これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

笹島委員 これ企業債というのはどこから借入れするんですか、これは。

下水道課長補佐 お答えいたします。

財務省からになります。国から借りるものです。

笹島委員 これは金利はどのくらいで借りられるんですか。

下水道課長補佐 昨年度 1.4% だったので、そこまでは大きくは増えないと考えております。

笹島委員 繰り返しますけれども、4% ですか。

下水道課長補佐 1.4%。

笹島委員 それが固定か何かで。

下水道課長補佐 固定になります。

笹島委員 これは見直しはされていないんですか、一度はされているんですか。

下水道課長補佐 固定金利ですので、まず見直しというのは、5 年据置き 25 年ということで、一度借りてしまいますと、その金額という形になります。

笹島委員 25 年が 1.4% ということで、そうすると。その間の見直しはないわけだ。

下水道課長補佐 国との契約で、それはできないような形になっておりますので、見直しはございません。

笹島委員 今、金利が 0.何% の時代に 1.4% で 25 年という、今、変動が主流ですよ。その変動に切り替えることもできないわけですね。

下水道課長補佐 当初の形で固定金利という形でやりますので、変動には見直しはできなくなります。

笹島委員 じゃ向こうの言いなりになってあれすることですね、言われるとおりですね。

下水道課長補佐 そのとおりです。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 ほかになければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 44 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

委員長 ご異議なしと認め、議案第44号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で本委員会に付託された執行部提出案件の審議は全て終了いたしました。

暫時休憩いたします。執行部はここで退席をお願いいたします。

休憩（午前10時25分）

再開（午前10時26分）

委員長 再開いたします。

続きまして、陳情第6号 土地利用規制の見直しに関する陳情について審議を行いたいと思います。

では最初に、事務局に陳情書を朗読していただきます。

次長補佐 今、通知のほうをさせていただきました。

陳情第6号 土地利用規制の見直しに関する陳情。

陳情の趣旨になります。

1、那珂市は、農業振興地域の整備に関する法律（以下農振法と言う）に基づいて迅速に農用地区域指定（土地利用規制）の見直しを行うべきである。

2、那珂市は、農用地区域の指定が土地所有者の権利を制限していることに鑑みて、迅速に農用地区域指定（土地利用規制）の見直しを行うべきである。

陳情者は、那珂市下江戸、小貫秀夫様になります。

2ページ以降が陳情の理由、資料になります。

以上です。

委員長 この件については、陳情提出者から説明内容の申出がありましたので、ご説明をいただいた後、内容について審査を行う形といたします。

それでは、陳情内容の説明をお願いいたします。

説明については、簡潔に5分程度でお願いいたします。

代理人 提出者、小貫秀夫さんの代理人をしております弁護士の白川敬裕と申します。よろしくをお願いいたします。

本日の陳情の趣旨は、今、事務局がお読みいただいたとおり、ごく当たり前のことを当たり前にやっていただきたいという陳情でございます。

1点目につきましては、農用地区域指定の見直し、これは農振法という法律に基づいて実施されるべきであります。

資料1をご覧ください。

資料1が農振法の条文でございます。第13条に、市町村、これは当然、那珂市も含まれます。市町村は、赤い線を引いたところだけ抜粋しますが、基礎調査の結果により又は経済事情の変動などにより必要が生じたときは、遅滞なく計画を変更しなければならないとございます。

現在、那珂市のほうで基礎調査を実施しているというふうに伺っております。基礎調査を実施いただくことは大いに結構なんです、他方で経済事情の変動があったときにも遅滞なく計画を変更しなければならないというのが法律の内容でございます。この法律に従って、計画を変更すること鋭意検討をいただきたいというのが陳情の1つ目の趣旨でございます。

2つ目につきましては、資料4をご覧くださいんですが、今申し上げたように那珂市のほうで基礎調査を行って、土地利用規制の見直しを検討いただいているところという記事を拝見いたしました。確かに記事にあるとおり、那珂市の市民のために規制の見直しをするというのは当然必要なことでございます。他方で、土地利用の規制というのは土地の地主、土地の所有者の権利を制限しているということでございます。ですから、市民のためにどういうふうに利用するのかということと併せて、またそのこと以前に、そもそも土地利用者の権利を侵害している、制限しているということにも鑑みて、土地利用者の権利ということも考慮に入れて、利用の規制の見直しを検討していただきたいというのが陳情の2番目の趣旨でございます。

土地利用の規制の見直しを法律に基づいて迅速にやっていただきたい。土地利用者の権利を侵害しているということも考慮に入れて迅速にやっていただきたい、この2点。つまり当たり前のことを当たり前にやっていただきたいということで、陳情に参った次第でございます。

私からは以上です。

委員長 説明が終わりました。

ただいまの説明に対し、質疑ございませんか。

福田委員 冒頭申し上げたいと思います。今回のこの陳情に対しては、私は今回の資料を見る限りでは、3月の定例議会で土地の見直しということで一般質問をしたときの議会だよりの記事が今回の陳情に含まれておりますが、私はこの件については一切関りはございませんので、ひとつ、冒頭申し上げたいと思います。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

大和田委員 ちょっと質問というか、私、前回の陳情のときにもこの委員会に所属していたんですけども、何か同様の内容だと思うんですけども、再度、市に提出したという理由は何なのか具体的にお願いします。

代理人 前回は個別の案件だということで、残念ながら採択をしていただけませんでした。

我々としましては、市民一般に関係する事柄と考えて陳情した次第なんです、確かに陳情の趣旨だけを見ますと、提出者個人の案件ということで陳情したというふうに解釈されても致し方ないというような状況でございました。

そこで、今回は市民全体に関わるということと陳情をさせていただいた、陳情の趣

旨を一般市民に関わることとして、今回は提出をさせていただいたという次第です。

大和田委員 理由を見ると、前回とちょっと似た個別なところも見受けられるけれども、市全体でという、その見直しをどうかということということですよね。

代理人 さようでございます。提出者にかかわらず、提出者の土地周辺の方々も含めて、やはりなかなか見直しがされないというような意見も聞いておりますので、そういった声を代表して、今回は市民全般に関わることということで陳情させていただきました。

以上です。

大和田委員 前回も個別の案件はちょっと取り扱えないという話があったと思うんですけども、先ほど福田委員からもありました。多分、福田委員の質問は市全体の話を多分、質問されたんだと思うんですよ。なので、この記事の中身でしか、今の市の動きは把握していないという形でしょうか。

代理人 そのこととともに、提出者自身、土地利用の規制の解除ということは個別に求めてきておりますので、市の対応については、そういった個別の那珂市の対応からも把握しているところでございます。その内容を総合しますと、基礎調査の結果、これのみに基づいて計画の変更を検討しているのではないかというふうに推察しているというのが一つの大きな理由でございます。そこで今、法律を紹介させていただいたんですが、確かに基礎調査の結果、その結果次第で必要があれば計画を変更すべきというのが法律の内容なんですけれども、他方で、基礎調査の結果により又はとなっておりますので、「及び」ではございません、「又は」となっておりますので、基礎調査と併せて、並行して、経済事情の変動がないかということも併せて検討すべきというふうに考えております。実際、記事のほうにも社会情勢の変化ということもございますし、ですから、基礎調査だけではなくて、並行して経済事情の変動についても考慮すべき、それが法律の趣旨、つまり法律が市に命じていることですから。そのように法律に従ってやっていただきたいということを今回陳情したい。そういう意味では、個別の案件というよりも、法律に沿ってやっていただきたいという一般的な内容だというふうに考えております。

大和田委員 法律どおりに進めていただきたいと、経済状況なんかも勘案してということなんですけれども、ちょっと委員長にもあれなんですけれども、この福田委員の質問からも、全体で見直しが必要だということなんですけれども、今、執行部というのはどのくらい考えているのかというのを聞ければ、執行部からも伺えればと思うんですけれども。

委員長 可能であれば、この後、執行部にも意見を確認したいと思いますので、後ほど時間があれば取りたいと思います。

以上です。

笹島委員 ご存じのとおり、那珂市は無指定地帯、地区じゃないんでね。要するに市街化区域、調整区域、農振地区と、こういうふうに分かれて線引きされていますよね。無指定地帯だったら何をやっても構わないんですけれども、線引きになって、やっぱり我々は市街

化区域に住んでいるんですけれども、調整区域の人たちからはよく言われるんですよ。市街化区域を、固定資産税は倍になりますけれども、いろんな面で建物を建てたりとか、住宅のいろんな緩和措置とか取れますけれども、そういうわけで調整区域を市街化区域に組み込んでくれと。でも、県のほうにそれをあれすると、県が許認可持っていますんで、要するに人口フレームは増えないとなかなか難しいと言って、なかなかこれ昔からあれしているんですよ。調整区域も市街化区域も線引きがなかなか。まして今、農振地区、これは日本の農業が今衰退していますよね。農業が衰退すれば国が滅びるということまで、自給率も35%か40%くらいですよ、正直いってね。そんなところに農振地区を解除して、今言っていた市街化、無指定云々なんてしていたら、日本国とんでもないことになるわけですよ。要するに食料自給率というのを高めなきゃいけないということで。一番大事なところなんですよ。

それは意味は、大体趣旨は分かりますけれども、そういうわけで線引きがありますんで、それを変えるというのは非常に困難であって、もう一つ言いたいんですけれども、また那珂市で道の駅ということを造ろうと、今、検討段階で進めているんですよ。飯田ですね。場所分かると思うんですけれども、あそこのところは農振地区なんです。何もできなくて、今言っていた。ところが、そこに道の駅を造るということで、周りを今言っていたその地区の農振地区を解除すれば、いろんな建物、お店とかなんかできますよね。でも、それはできないということで、那珂市のほうが一応、県のほうに頼んでいるんですけれども、公的機関である道の駅は構わないと。でも、その周りにはできないと。

市役所がそこまでやっても難しい話なんです。ですから、要するに公的機関が申請してあれすればいいんですけれども、その周りのところまでは解除ができないというところですよ、今のところね。ということなんです。ですから、なかなか今言っていた線引きの見直しというのは難しいと思うんですね。

副委員長 説明者の方が弁護士ということで、ちょっと逆にお聞きしたいんですけれども、都市計画法がいわゆる土地の地権者の権利を侵害しているというのは、そういうふうな判例というか、そういうものがあるんですか。

代理人 私の陳情の趣旨というのが、規制一般ですね。結局この法律にかかわらず、確かに国、又は地方公共団体というのは、公共の必要性があれば、正当な補償が必要がある場合がありますけれども、それは規制はできると。ですから、規制をしてはいけないとか、ちょっと侵害という言葉が少し違和感があるのかもしれないですけれども、規制と言い換えてもいいかもしれない。小貫さん自身は介護施設を造ったりですとか、エネルギーで、太陽光発電をつくったりとか、そういうことを希望されているけれども、できない状況にあると。ですから、規制をされているということも考慮して検討していただきたいという趣旨ですから、今回、規制されているから解除しなければいけない、変更しなければならぬという趣旨ではありませんので、少しちょっとご質問、私の陳情とは

少しずれるご質問かなというふうに今認識していますけれども。

副委員長 もう一点なんですけれども、今回は小貫さんがどうこうじゃなくて、市全体の線引きですね、それを見直してほしいという陳情だというふうに受け止めてよろしいんですか。一般的な全体としての。

代理人 地権者の立場からすると、見直してほしいという意向というか、目的というのはございます。ただ、今回の陳情というのが、検討する上でこのようなことを考慮してほしいという陳情でございます。結果、見直してほしいという陳情ではございません。ですから、検討するに当たって、基礎調査の結果、基礎調査をしなければいけない、基礎調査をしなければ変更できない、そのように市のほうが法律を少し読み替えているように感じられたものですから、法律に従って基礎調査の必要性と同時に経済事情の変動というのも法律で要請されているわけですから、その点も検討のプロセスの中で考えてほしいということ。土地利用者の権利が規制されているということも検討のプロセスの中で考えてほしいということ。つまりそのような要素を考慮して進めていただきたいというのが陳情の趣旨ですので。最終的には見直していただきたいというのはありますけれども、今回の陳情は、見直してくださいという陳情ではございません。それは陳情の趣旨からきちんと読み取れることだと思っておりますので。

副委員長 つまり将来的に那珂市で線引きを見直す際に当たっては、その基礎調査だけに縛られることなく、経済状況というものも鑑みることによって、その範囲というか、それを客観的に見てほしいということよろしいんですか。

代理人 今回の陳情は、もっぱらそのような趣旨でございます。

委員長 ほかにございませんか。

福田委員 この件は、我々も再三、この那珂市全体的な農地の見直しということをやっているわけです。それが今の現状なんです。それで、今回この陳情がされているところは混牧林ですよ。ですから、当然、混牧林も含めた那珂市全体的見直しということでやっているんですから、我々のところに、議会のほうに陳情と言われても、立場は同じなんです。そういうことで今進めているのが今の現状ですから、その辺をひとつご理解をいただきたい。そういうふうに思います。

代理人 ありがとうございます。

今、委員の皆様がおっしゃったこと、こういったことを考慮して進めている、非常に難しい問題もある、そのことは十分に理解しております。ですから、那珂市全体のことも当然考慮すべきですし、非常にいろんなバランスも必要かと思えます。ですから、検討するに当たって様々なことを検討しながら進めるというのが行政だと思いますけれども、検討する際に考慮に入れるべきこととして、法律の内容は当然ですし、土地の利用者の規制があるということも当然ですし。ですから、検討する際の要素の一つとして法律の内容、土地利用者のことも考えていただきたい。検討の要素の中に入れていただきたいと

というのが今回の陳情の趣旨です。

そういう意味では、今、委員の皆様がおっしゃったことと私の陳情というのは全く矛盾するものではないというふうに考えております。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

遠藤委員 ちょっと私は前の委員会に出ていないので、初めての内容になるんで、若干確認をさせていただきたいんですが、これそもそも農業振興地域整備計画の変更第13条、資料1ですけれども、これは都道府県、又は市町村は基礎調査の結果により、又は経済事情の変動により必要が生じたときは、遅滞なくこの計画を変更しなければならない、ならないんですね、これは義務なんですよ。かなりきつい文言がうたわれているんで、それぐらい多分、変更に当たってというのは、それぐらいちゃんと行政も考えなきゃいけないという文言だと思います。

ただ、まず一つ要件として、又はということなんで、基礎調査の結果によって変えることもできるし、経済事情の変動によっても変えることができるということなわけですが、そもそもまず経済事情の変動によって必要性が生じたので、変更しなければならないという、こちらのほうの要件は、かなりこれは数値的に、経済事情によってというのはどういう経済事情なのかというのは、これは行政の計画を変更する根拠としてはかなり広範な多分データが必要であって、この経済事情の変動というもののみに計画を変更するとなると、かなり前例を見るなり、かなり具体的な根拠を示した上でないと計画変更はかなり難しいというような要件だと思うんですね、この2つ目の経済事情の変動というのは。

一方、もう一つの要件である基礎調査の結果、これはどんな形で出るかによって、その結果が計画を変更しなければならないような調査の結果が出たのであれば、これは遅滞なくですから、直ちにではないけれども、それなりのスピードでやらなきゃいけないということなんですよ。

今現状としては、令和6年度、7年度で那珂市が基礎調査を今やっているということのようですから、これ基礎調査が今どんなことをまず調査するのかというのは、ちょっと私は分からないんですね。あとは、その基礎調査の進み具合というのもちょっと今現状、行政からの報告も聞いておりませんし、これはただ計画を変更することができる要因は、もうさっきの経済事情の変動というのはなかなか難しいだろうと思うので、基礎調査の結果、実質には、基礎調査の結果1点のみで変更する要件になるんだろうというふうに思うんです。なので、基礎調査が今どんなことをやっていて、その進み具合がどうかというのがちょっと分からないと、いまいちちょっと判断に苦しむところというのが一つ。

それともう一つ、この趣旨の意図というか、市民の皆さんの気持ちは分かります。というかかなり分かります。これそもそももう何十年も前に、いわゆる日本が高度経済成長を含めて右肩上がりだった頃にできた法律であり、計画なんですよ。都市計画法自体

も昭和46年ですから。なので、今後どんどん発展していくだろうという中で、均衡ある発展を目指すために都市計画法ができて、市街化区域や調整区域、その中で農業に関しても農振農用、1種、2種、3種とできておりますから、これが時代に今だんだん合わなくなっているというのは私も肌感覚で分かります。ただ、ここというのは、やっぱり全体的ないわゆる公共の福祉に反しない限り、基本的な国の政策で進めていくというのがまず大前提。一方で、個人の財産権をどこまで侵害するか、これはもう常に対立するんですね。公共の福祉と個人の財産権は対立をします。ただ、基本的には公共の福祉に反しない限りは、やっぱり国の政策、または特にこれは農業政策を重視していかなければならないということになりますので、よっぽどの個人の財産権の侵害に当たる場合のみ、公共の福祉を上回るものだろうというふうに思っておりますので、その判断はそう簡単ではないんだらうというふうに思っています。

3点目、申し上げたいのは、陳情の内容が、そもそももう一度よく読むと、那珂市は農業振興地域の整備に関する法律、農振法に基づいて迅速に指定の見直しを行うべきであるというのが1つ。2として、那珂市は農用地区域の指定が土地利用者の権利を制限していることに鑑みて、迅速にこの見直しを行うべきであるというふうになっていますが、この迅速にしなければいけないかどうか。ここも多分、審議のポイントだろうと思っていて、というのは既に今、市はこの見直しをするための根拠である基礎調査は今実施中なんです。実施中であって、この計画を変更するに当たっては、恐らく基礎調査の結果のみで判断せざるを得ない状況なんだと、この第13条から読めるんですね。それは今、市がしっかりと調査をこの2か年かけてやっている段階であるということなので、これはちょっと議会としての見解というよりは一般論として、基礎調査の結果が出なければ、この計画の変更を判断できる状態ではないんだらうというふうに思うんです。

これが今、基礎調査に市が手をつけていないのであれば、まずこれはつけるべきだということなことで、議会としてその必要性に鑑みて要求することは、これは合理性があると思います。ただ一方、今、市がこの2か年で調査中であるということであって、確かに個人の財産権は侵害されてはならないと思うけれども、それを上回る公共の福祉との状況で見て、これは今調査中だと。果たして迅速にというのがどのレベルをもって陳情されているのか。そこがちょっとよく分からなくて、法律に基づいた見直しはすべきであると思っています。ただ、これが迅速に今すべきかという陳情になっているので、場合によってはこの迅速にがなければ、当然、法律に基づいて見直しは行うべきなんです。迅速にする必要があるかどうかという部分でいうと、ちょっと今、私は疑問かなというふうに感じてはいるところですが、その陳情趣旨としては、そこらはどういう見解になりますか。

代理人 今3点ほどおっしゃっていただきましたので、私からはちょっと2点に絞ってご回答いたしますけれども、私自身もまずは基礎調査を今実施されているということに関して

ですが、基礎調査の必要性を否定するものではございませんし、基礎調査をやっていたくということは大いに必要なだろうというふうに考えております。私が申し上げているのは、再三にわたって申し上げているとおり、又はとなっているので、経済事情の変動、その他情勢の推移というのも法律の検討の要素として掲げられているわけですから、その点も含めて法律は命令をしているというふうに読めますので、経済事情の変動というのは何なのか。その他情勢の推移というのは何なのか。それに照らして、今回は難しいとか、そういった説明をすべきところでありまして、経済事情の変動に関する具体的な解釈の提示もなく、難しいということでは市民は納得しないのではないかというふうに考えております。あくまで検討の要素としていただきたいという趣旨ですので、そこを否定する理由はないのかなというのが我々の意見でございます。

2つ目の迅速にということは、遅滞なくに比較的近い意味というふうに考えておりまして、遅れることなくということは、早くやってほしいというようなこととイコールではないけれども近い意味である。今回50年間にわたって基礎調査も恐らく行われていないんじゃないかと推察しております。50年もの長期にわたって何も放置されてきたというふうに提出者も含め地権者は考えているところでありまして、そういう意味では、遅滞なくという法律の表現に近い言葉ではあるものの、もう少しスピード感を持ってという意味で迅速にというふうに書かせていただきました。法律には遅滞なくとあるわけですから、迅速にだとちょっと駄目だというのは、少し違うかなというふうに代理人としては考えているところです。

以上でございます。

遠藤委員 まず1点目、ちょっと繰り返しますが、この計画を変更できる要因は2つなんです。基礎調査の結果と、あとは経済事情の変動、どちらかがあれば遅滞なく計画を変更しなければならないですね。ただ、申し上げたとおり経済事情の変動、これは何をもって行政にそこまで義務を課するような状況になるかというのは、これはかなり判断が難しいですよ。経済事情、じゃどの経済事情だったら変更しなきゃいけないんですかというのが明確に書かれていない。法律の文言というのはこういうものではあります。が、広範に該当できるように。ただ、今、個別具体的な案件で、この時点で那珂市においてこの計画を変更しなければならないというふうな根拠にはちょっと薄いわけだと思うんです。恐らくは基礎調査の結果、これだけでもって計画を変更しなければならないという原因だと思うんです。

これは、そうすると、基礎調査が終わらなければまずこの計画を変更できるかどうか判断もできないという状態なんだと私は考えているんです。この資料4の産業部長の答弁にありますように、令和6年、7年度にかけてこういう見直しの基礎調査を行いとあるもんですから、まさしく調査が始まったばかりなんだろうと、この2か年にかけての。なので、これに関しては、当然、調査を否定する云々ではなく、調査をこれはやる必要

があると思いますから。場合によっては、こういう調査の結果が出てくれば、これは恐らく個人の財産権とは関係なく、市として効率的な予算の執行、もしくは事務の執行をするためにこういう計画を変更していくんだらうと思うんです。

それを逆に言うと、我々議会の立場というのは、市民の代表として、この調査結果が出ているのにもかかわらず、何で計画を変更しないんだ、これは我々の仕事なんです。今調査は始まったばかりだと思います。そういった意味で、今、我々がそういうことを言える状態ではないんだらうというのが私の見解であるということと、もう一つ、ちょっと弁護士さんには大変恐縮ではありますが、法律用語ですからね、遅滞なくと迅速は違いますよね。直ちにということではない、遅滞なくですから。遅滞なくというのは直ちにとは違うんです。直ちはすぐにやらなければいけない。遅滞なくは、せめて遅れないようにしてねというのが遅滞なく、釈迦に説法でありますので。

そういった意味では、この第13条の遅滞なくというのは、そこまで一応、行政に猶予を与えている文言なんですよね。そういう結果は出たけれども、何もしないで放ってちゃ駄目だよ。ただ、遅れないように計画は変更してね、いや、しなきゃいけないんだよ。これが第13条の趣旨であります。

なので、今回の陳情、迅速に行う必要があるかというのは、そこを私は問うたわけであって、第13条は、遅滞なくというのは、すぐやらなくてもいいけれども、遅れないでやってねというのが13条の趣旨でありますので、今回の陳情は迅速に直ちにということでもありますから、直ちにある必要がどこまであるのかどうかちょっと疑問だったので申し上げます。それに関してはいかがでしょうか。

代理人 2点回答させていただきますけれども、1点目は法律の要件、基礎調査の結果、又は経済事情の変動という部分に関わるご回答ですけれども、確かに法律というのはおっしゃるとおり曖昧ですから、裁判所の解釈、行政の解釈ということが必要になるところでございます。他方で、曖昧だからといって、検討を放棄してしまう、検討の対象から外してしまうということは法律に反することであると考えております。

経済事情の変動というのは具体的に何を意味しているのか、法律の全体の趣旨に照らして検討、解釈し、その解釈をもって当たるのか当たらないのかを検討していただく、これが行政の義務であろうと考えております。ですから、難しい、曖昧だから検討しないということではなくて、まずは法律の意味するところ、経済事情の変動とは何なのか、これをまず解釈、検討していただくことは、少なくとも必要あるのではないかと思います。解釈、検討した上で、難しいから、この経済事情の変動によっては、この要件によっては変更はできないということであれば分かりますけれども、検討自体をしないということは違うのではないかと考えます。

迅速にというのは、ちょっと法律用語で迅速にという言葉があるかどうかというのはちょっと私も認識していないんですけれども、直ちにとか、いろいろございますよね、速

やかにというのはないのかな。直ちに、速やかに、遅滞なくですよね。だから、迅速にというのがどこにと、日本語のこれは問題になるかと思いますが、こちらが早くやってほしいという少し気持ちが表れているのかもしれませんが。しかしながら、もう少し日本語というのは広い意味がありますので、遅れずにやりなさいよと、早くやりなさいよと、確かに違うのかもしれないけれども、同じと言えるかもしれませんが、日本語というのはもう少し広い意味合いを持っているわけですから、そういった法律上の厳密な用語でもございませぬし、そこは少し広くお考えいただきたいな。そこだけで不採択というのはあんまりではないかというふうに考えている次第です。

以上です。

遠藤委員　ありがとうございます。

そうですね。まずちょっと今の最後のほうからいきますと、まさしく、ちょっと今、マイクを通さず言いましたが、直ちに、速やかに、遅滞なく、この順番で遅れていくんですよね。迅速にというのは法律用語ではありません。第13条は遅滞なく、その一番後なんですよね。だから、そんなに急いでやらなくてもいいんだよというのがこの遅滞なくの裏に隠れているわけでありまして、でも、やらなきゃいけないことはやらなきゃいけないよ。そういう解釈でいいんだと思います。

今回の陳情は迅速にだから、これは多分、速やかに、場合によっては直ちにという気持ちが多分あるんだろうと、僕も気持ちは、よくそれは分かります。これだけ農地が荒廃して後継者が少なくなっていて、現状と合わない、そういうものをいつまでもそれで、昔の制限でかけている、これはどうにかしてほしい。この気持ちはよくよく分かります。なので、市も今その基礎調査をしているんだろうと思うんですよね。やっぱりこれは曖昧だから検討しないなんていうのは、私たちは一言も申し上げておりませんで、というかちょっと去年の審議が分からないんですが。この計画を変更する要件が基礎調査の結果か経済事情の変動しか書いていないので、この2つで我々は法令上判断するしかないんだという立場はご理解いただきたいわけです。

一方、経済事情の変動、これはちょっともう正直、枕言葉に近い。だから、厳密にいうと基礎調査の結果でこの計画を変更するかしないかを我々は決める、判断をする立場にあるんだと思います。

これを今、行政がやっているときに、早く計画変更しろ、早く計画変更しろというのは逆に言えないのであって、逆に言うと、それは基礎調査を今やっているところですから、やっているんで、その結果、出しますと。出した結果次第で、こういう結果が出ているのに何でやらないんだというふうに言われるのは分かるけれども、今やっている途中なんだという状況なんだと私は解釈をしております。そういった意味では、この陳情の趣旨、気持ちはよく私は分かるつもりではありますが、迅速に見直しを行うべきであるというのはちょっと強いのかなという感じがいたしております。結果を見て、恐らくです

よ、私なんかは本当は個人的にはこの基礎調査の結果次第で、恐らく土地利用がもっとね、活発になるように、そういう計画の変更が私は、計画の変更になるような基礎調査の結果が出てほしいなと思うぐらいです。思うぐらいですが、今、陳情としてこれを採択するか、不採択するかしなきゃいけないというところで考えると、これをこのまま採択としても、今ちょっとやっているところだからということになってしまいはいらないかということがちょっと心配、懸念かなというふうには思っていますが、いかがでしょうか。

代理人 陳情採択というのは法的な拘束力を持つものではないというふうに認識をしております。他方で、法律というのは拘束力があるものでございます。法律に遅滞なくというふうに書いてあるわけですが、遅滞なくがどのぐらいかというのはやっぱり幅がございますよね、人間一人一人の時間の感覚というのもございますし。遅れなければいいんだというような心構え、感覚になってしまいますと、それは一般の市民の感覚からすると遅れてしまう。行政が遅れている一つの要因であろうと考えております。法律上は遅滞なくと、それは拘束性を有する言葉ではありますが、感覚によって、遅れなければいいというような解釈をしてしまうと、結果として市民の感覚からすると遅れてしまうというような事情はあるかと思えます。

とはいえ、陳情というのはある意味、方針というか、心構えというか、こういうふうにやってほしいというまさに文字どおり陳情でございます。拘束力を必ずしも有するわけではございません。ですから、法律には確かに遅滞なくとは書いてありますけれども、迅速にお願いしますと、市民感覚からすると、これぐらいのお願いをして、遅滞なくが実現されるのではないかというふうに考えておりますので、そこは少しそのような趣旨を酌み取っていただければ、提出者としてはありがたいところでございます。

以上です。

遠藤委員 度々すみません。そうですね。酌み取っていきたいと思うわけです。

例えばこれが、市町村が基礎調査終わりました。終わったのに何もしない状態だ、これは遅滞状態であろうと。これは、それはいかんからということで議会から、むしろ早く計画を変更しろと、こういうことはあり得るのではないかと思います。もしくは今、白川さんの話を聞いていてちょっと感じたのは、例えばもっと早くしてくれと、市民の方がね、おっしゃっているのであれば、この基礎調査も2年かけるなど、もっと早く終わらせろというぐらいのことは、場合によっては市民の声を鑑みて、話をできるのかもしれない。

そういったことまで幅広く考えて、すごくこれは大事な問題だと私も感じておりますから、早く市民の願いがかなえられるようにしたいとは思いますが、一方で勝手には、しかも根拠なくは変更はできないわけですね、13条があるので。やっぱり物事を進めるのに当たって、特にこれは法令で定まっているものですから、法令に基づいて行政

には執行していただかなければなりませんし、あとは、その執行のスピード感をですね、議会としては市民の声を聞いて、早くやってくれ、これは我々でも言える内容なんだろうというふうに思っています。

そういったいろんな幅広の対応ができるわけですが、今回の陳情、やっぱり私なんかは大きく気になるのは迅速にという部分ですよね。今やっていますから、その結果を今待っている状態なんだろうというふうに思っているの、そこらのところをちょっとこの委員会であとどう判断するかなんだろうというふうには思っています。それに一言いただければ。

代理人 今、委員おっしゃっていただいたことに関しては、同じような私も回答になってしまいますので、そこは従前の私の発言をもって回答と代えさせていただきますけれども、最後にというか、1点だけ補足、今おっしゃったことに関連する若干補足ですが、確かに農振法13条というのがありますけれども、これは陳情の2番目に関わることで、基本は小貫さんも含めた地主の土地であります。行政、法律が規制するには必要性、合理性が必要なわけで、そもそも規制されているということが既成事実になっていると。権利を規制するには必要性、合理性がそもそも必要なわけで、必要性、合理性がなくなれば、当然権利の規制というのは解除すべきであると。それは憲法の要請でもあるわけですから。50年にわたって土地の利用規制がもう既成の事実になってしまっていると。そもそもそこ自体、問題があるのではないかとということが我々の言いたい根本でもございますので、その点は指摘しておきたいと思います。

委員長 ほかにございませんか。

笹島委員 先ほど言ったとおり、福田委員が3月かな、一般質問でしたときに土地の発展につながる利用の見直しをということで、那珂市の全体のことを言っていたいたわけですよ。

私ちょっと違和感を感じるんですけれども、今度の陳情ですよね。先ほど遠藤委員が言っていた経済事情の変動によってという、そういうことがなければ云々ということで、那珂市でも基礎調査をしていると。福田委員の回答でそう聞きました。この陳情の趣旨の中で、迅速に何か農業指定を見直すべきだと、何で私、ここに急ぐ必要があるのかなということは感じるんですけれども。多くの市民がそれを望んでいるのか。我々市民のために、市民によって選ばれた人間なんでね。一個人のあれに動くはないですよ。やっぱり多くの市民がそういう考え、そういうふうな規模の要望があれば動かざるを得ないですよ。ですから、今言っていた、急いで何も農業指定地域を何で見直さなきゃいけないんだと、多くの市民がそれを望んでいるのかということを私ちょっと疑問に感じるんですけれども、どうなんですか、それは。

代理人 そこはまさにバランスの問題ではないでしょうか。そもそも土地の利用者というのは、本来、土地を所有権に基づいて自由に使用でき、処分できるわけですから、それを規制

しているというのが公共の立場だと思いますけれども、確かに公共の立場でいうと、自らの権利には関係ないわけですから、他人の土地が規制されていてもそれほど急ぐべきではないと思われるのかもしれませんが。他方で小貫さんら地権者の立場からすると、土地の利用が規制されているわけですから、規制を解いてほしいというのは小貫さんは当然思っておりますし、ほかにも地権者は規制をされている、解いてほしいと考えている方はたくさんいらっしゃるというふうに考えて、小貫さんの周辺の地権者の方からも聞いておりますし、そういう意味ではバランスの問題だと思いますけれども、我々は小貫さんを中心とした地権者の方々を代表してというか、代弁してというか、そういう立場で陳情している次第であります。

ですから、公共の立場、地権者とは関わりのない市民の方々が急ぐ必要はないと思われるのは理解をしますけれども、他方で地権者の立場からすると、急いでほしい、規制を解いてほしいということはあるわけですから、それは立場の違いによって変わるものではないかというふうに考えております。

笹島委員 利用者とすればね、利用促進という、自分の土地をやっぱり自分の思いどおりになりたい、これは当たり前の話ですよ。でも、考えてみてください。昭和40年あたりかな、高度成長の始まりですか。私は生まれていたかどうかあれなんですけれども、そのときに、やっぱり線引きをしたというのは、乱開発を防がなきゃいけないということで、先ほど言っていたとおり市街化区域、市街化調整区域、準工業、工業、農地、農振地区といういろいろ分けて全国的に始まったわけですよ。私はそう思うのね。ですから、それにのってやっていって、それはベーシックなものなんで、今の経済状態云々で、経済状態がそう極端に変わっているわけじゃないですよ、日本の国というのはね。経済成長は落ちているかもしれませんが、いかにして経済を伸ばしていかなきゃいけない、考えは一緒ですよ。農業もやっぱり振興していかなければならない、必要ですよ、自給率高めなきゃいけないんですからね。ほかのものも今、こちら辺でもやっぱり平地が多いもんですから、太陽光とかいろんなそういうものが、農業をやれない方がそれに変わってきているという。それもいつまでか分かりませんよね、またね。先のこといろいろありますよね。

ただ、ですから、我々も先を見込んで考えなきゃいけない、1つはですね。先の先の先をですね、今すぐの問題でもなく。だから、先ほど言いました多くの市民の声が本当にそうなのか。いろんな地域に、いろんな住民、市民がいますんで、それを聞かなきゃいけない。ある程度特定の方のお話だけでは、私は議員としては、今言っていた、そういうことには心というか、アクションを傾げできないという、そういう立場があるということなんです。

以上です。

代理人 簡単に申し上げます、そこは立場の違いというか、そこは別に議論をするつもりはご

ざいませぬ。我々の立場だけ申し上げておきますけれども、今、将来を見越して、それも大切なことだと思います。将来というのがいつまでなのか、それは法律に書かれている10年というのが一つの目安になるんだろうと思います。提出者の土地というのは10年どころか50年、混牧林地として一切使用してこれなかったという経緯がございます。

そのような経緯にも鑑みて、規制が厳し過ぎるではないか、厳し過ぎたのではないかというふうに提出者としては考えており、陳情に至った次第でございます。ですから、地権者と関係のない方々からすると急ぐ必要はないと思われるかもしれませんが、50年間、何も利用されずに規制をされてきたという地権者の立場からすれば、急いでやる必要があると考えておりまして、そこは立場の違いかなということは繰り返し申し上げておきたいと思います。

以上でございます。

委員長 質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。陳情提出者はご退席をお願いいたします。

休憩（午前11時17分）

再開（午前11時28分）

委員長 再開いたします。

農政課が出席しております。

これより陳情の内容について、農政課より確認したいと思います。

確認したいことはございませんか。

大和田委員 まず初めに、今ちょっと議論になっていたのは、基礎調査を今しているんだか、それで福田委員の一般質問でも見直しが必要だということで、どのような状況なのかちょっと伺いたいと思います。

農政課長 農政課長の石井です。ほか2名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

それでは、今の計画の変更のスケジュール関係でございます。

現在は基礎調査を行うに向けて、そちらをお手伝いいただくコンサル事業者のほうが入札により決定しまして、今その資料の収集、また調査というものを進めている状況であります。

以上でございます。

大和田委員 今進めているという形で、この先のスケジュール的なものというのはどういった感じなのか。

農政課長 お答えいたします。

今現在、さきに説明させていただいたとおり、資料の収集をしております。大体今年度いっぱいぐらいにかかってしまうのかなと思うんですけれども、そういった収集した資料

の検証、また、現在の農用地の利用状況とか、いろいろな、あと統計調査の資料とかも
ございます。そういったものの資料を集めまして、今年度ぐらいで資料の収集、調査を
終わりにして、その後、計画書案をつくりまして、県、国との協議に入っていきたいと
考えております。

以上でございます。

大和田委員 今年度いっぱい資料を、資料といういろいろな調査収集するというので、今
回は陳情の理由の中にも混牧林の話がありますけれども、市内にはこういった農地の規
制によることは多分、市内全体でね、どこも市民の皆さんも困っているところがあつた
り、本当にこれからの事情により、市全体で考えていかなければならないところだと思
うんですね。今回、陳情の中にもあった経済事情の変動なんていうのもあったんですけ
れども、そういったところはどんな考えていらっしゃるんですか。

農政課長 経済事情のといった部分につきましては、一応、国のほうのガイドラインのほうで
は、主にどちらかというとハード的な変更があつた場合というのが示されてございます。
例えばインターチェンジができるとか、工業団地の工業化が進むとか、そういったこと
も含まれておりますので、そういったのがあればということにはなるかと思っております。

また、そのほかいろいろな経済事情といいますと、ほかにも今の就農人口とか、直接的
な経済ではないですけれども、就農者の関係とか、そういったものも調査資料として
、参考資料で考えていきたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

大和田委員 そう考えると、本当に市内全体でね、この規制によるものにはいろいろと影響を、
今までもね、50年という長きにわたっていろいろ厳しいところがあつたというところで、
全体として、やっぱりそういった基礎調査を含めて、経済事情も含めて考えて、計画の
見直しは進めていただきたいと思いますと思うんですが、あともう一件なんですけれども、そうい
った個別の案件というんですか、というのはどういった形で今、市としてみれば、受け
付けるというとおかしいけれども、申出の状況の対応の仕方というのはどうなのか伺っ
てみたい。

農政課長 答えいたします。

個別の案件につきましては、年2回、受付をしております、その個別の案件の状況を
見まして、除外をするのか、できないのかというのは判断しているところでございます。
ただし、今回こちらの総合的見直しを行う関係で、令和7年度いっぱいの1年間だけ停
止という形にはなります。

以上でございます。

大和田委員 個別の案件は令和7年度いっぱいまではもう受付はじゃなくて。

農政課長補佐 令和6年度につきましては、基礎調査、こちらやるんですが、令和7年度につ

きましては、全体の計画変更にあたります。このときに個別の除外も受け付けますと、そこで不整合が起きるという可能性がありますので、令和7年度の1年間は通常の随時除外の受付は停止をするということで、計画変更を合わせていくというような感じで考えています。

大和田委員 それで令和7年度いっぱい、この見直しをかけるということなので、市全体のしっかりとした調査を見て、しっかりとした変更の見直しを考えていただければと思います。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

福田委員 これは課長も替わってまだ2か月足らずということであれですから、過去の件からいっても副市長、これ総合的に、ちょっとよくこの辺をまとめて答弁していただきたいと思うんですよ。既にこれ予算化もされているわけですから、その辺の進捗状況も加えてお願いしたいと思います。

副市長 ありがとうございます。

市のほうとしましては、昨年度、総合計画の見直しをさせていただきました。総合計画の中で、市として、こういったところは活性化しようと、民間の活力を入れようということで総合計画をつくりました。総合計画というのは市にとって一番上位ですので、総合計画に従って、今度は個別の計画を直していく、市全体ですね。その一環として農業振興地域の見直しをやっていく。やっぱり農業振興地域の計画を見直すには、総合計画がどうなっていますかと国のほうに問われますので、そういった形で段階的に全体を見直すということでやってきております。市としましても、地域の活性化に向けた土地の在り方、しっかりと全体を見直してやっていきたいというふうに考えております。

今回の案件についてちょっと言わせていただきますと、先ほど基礎調査、遠藤委員のほうからもあったようですけれども、基礎調査と経済情勢の変動等の関係なんですが、これは条文にありますように、又はと結んでおりまして、農振計画を変更するきっかけの問題なんです。全体的な見直しをやる時には基礎調査をやって、基礎調査というのは非常に幅広いです。経済の状況も入っています。そういったものをやって全体を直していくというのが基礎調査になります。又はというのは、また別のタイミングのことを言っていて、これはどちらかというと個別に許可するときのタイミングです。先ほど言ったように年2回、受付をやっていますけれども、その見直しをやるのに一々基礎調査をやったら大変なんで、それは、又はで読んで、個別案件の見直しをやっていくというのが法の制度になっていると思います。

そういう意味でいうと、先ほど陳情者から基礎調査プラスで経済情勢を考えていくと言いましたけれども、実は法律上の取扱いとは別なんだというふうに私どもは理解しております。今回、基礎調査で全般的な本当に就業、経済状況、全部調べた上で全般的な見直

しをやりますので、その中でしっかりと、ちょっと国との調整もあるので2年かかってしまうんですけれども、その中でしっかりと見直しを法律に基づいてやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

遠藤委員 副市長の答弁でなるほどなと思いましたが、ちょっと若干確認ですが、この条文に計画変更の手続なんですけど、政令で定めるところによりという、この手続に関して、先ほど課長の答弁でも、令和6年度は那珂市内における調査は今年度中に終了して、その後、7年度は国・県との協議に入ると。ということは、そういう手続を経て計画を変更するということになるんだらうと思いますが、そこらもう少しちょっと具体的に、市内での調査を終わって、その後になんかということをやるのかというのを教えてもらっていいですか。

農政課長 お答えいたします。

まず、その調査が終わったということで、その計画書の案ができたというところからとなりますけれども、そうしましたら、まずそちらのほうの関係機関ということで、あと土地改良事務所とか、土地改良区とか、そういったところとも話はさせていただきます。そちらが終わりましたら、今度は市の内部の協議にはなるかと思いますが、そちらと協議を、庁議等経まして、その後、県への事前協議ということで、県のほうに協議をします。今度、県からそちらについて回答があり、そのままということになれば、その計画案の公告を行います。こちら縦覧をしていただいて、その後、また異議申出期間というものが発生しますので、そちらが済みしましたら、県とまた法定協議を行い、そちらが完了すれば、完了報告というような手続というような形になります。

一応、流れとしては以上になります。

遠藤委員 分かりました。

国との協議はどこかで入るんですか。

農政課長 失礼しました。間違いで、県だけとなります。申し訳ございません。

遠藤委員 分かりました。多分もっと大規模なものだと国も入るんだらうけれども、通常であれば県ですね。

言ってみれば、最初、調査が終わったら、まず現場である土木事務所なり土地改良区なり、市のほうでもう一回精査をして県に上げて公告をして、その縦覧期間が終われば県に戻して、最終的に固めて完了報告。そういう段取りで、やっぱり令和7年度ぐらい、1年ぐらいかかっちゃうかなと、そういう意味合いなんですね。分かりました。

笹島委員 福田委員の資料をちょっと見てみると、回答が、農業振興地区整備計画の総合的な変更を予定していますというふうにはっきりと書いてありますよね。昭和40年につくったあれで、基幹産業は那珂市、農業なんですけれども。いとも簡単にそういうふうにして農業を変更して、乱開発とは言わないけれども、それに手を貸していいのか、一つ。

それから、先ほど陳情者が言っていましたけれども、経済事情の変動によって、とても曖昧ですよ。具体的に何が経済状態がどうなるか。今の経済状態がどうなのか、将来的に経済どうなるか。何がどうやって具体的にそれを決めていくのかというのは非常に曖昧ですよ。本当に具体性がないまま、このまま進めていっちゃっていいのかということも危惧している部分もあるんですよ。要するにバブルのときじゃないけれども、あれで非常に我々困ったわけですよ、乱開発云々でね。せっかく昭和40年代につくって、今、言っていた規制の見直し云々というのは、なぜこんなことを言うかということ、私は市街化区域住んでるんですけれども、その隣に那珂市というのは調整区域というのがあって、誰もかやっぱり申し訳ないけれども、固定資産税が安ければ調整区域住みたい。それと都市的な生活もしたいという、いい生活したいって、誰でもそういうのがありますよね。税金は安くなって、生活はやっぱり利便性を追求するのはあれだという、非常にそれで矛盾している。

先ほども陳情者の方に言ったんですけれども、多くの市民がこれを望んでいるのかと。私はそこが問題だと思うんですよ。望まれてやるんなら構わないんですけれども、望まないことをね、市役所がそんなことをやっていいのかという、ここはどうなんですか。農政課長 住民の方の意識とか、そういったのはおっしゃるとおりかなとは思いますが。ですので、そういった中で、どこがいいところなのかというところで、そちらの計画になりますので、当然、都市化というか、利便性を求めるのも大事ですし、また、農業というのは、国もそうですけれども、市としても根幹をなす産業となつてございますので、そういったところを計画を持って、どの辺がいいところなのかというのを調整しながら、そういった計画は立てていきたいかなと考えているところです。

以上です。

笹島委員 確かに今、農業をやめている人と耕作放棄地が増えてきていますよね。だからといってですね、申し訳ない、みんな結構、那珂市もそうですけれども、茨城県は太陽光発電のパネルがもう増えてきているんですよ。太陽光のパネルのまち那珂市でいいのかどうかということも私はあれですけれども。だって、基幹産業は農業と言っているんじゃないですか。じゃもうそれ消したらいいじゃないですか、太陽光のまち那珂市という、そういうふうになっちゃうと思うんですよ。ですから、やはり自分のポリシーというんですか、先祖代々頂いた土地を利活用していくというのは、それは当たり前になって、守ることも大事ですよ。時代とともに変更、それは地区地区によって、個別によって違うと思うんですよ。全体的なあれよりも個別によって違うと思うんですよ。その地域によって違うわけですから。そういうところもやっぱり大事だと思うんですよ。そういう考えていらっしゃるのかどうか。

農政課長補佐 おっしゃるとおりで、今、地域計画ということで、市内8地区で、やはり耕作放棄地をどうするかとかいうのを農家の方とか関係機関と話し合うということで、6月

にもちょっとそういう座談会をやりようと思っています。やはり我々としては農業振興地域整備計画ですので、まずは優良農地をきちっとした形で残して、営農していただくと。これがやっぱり第1条件になってございます。その中で、どうしてももう耕作に適さないような土地、あるいは先ほど副市長からもあったように経済事情の変化等で個別の具体的な計画がある程度あって、農用地から除外をする、こういうものについては、この総合見直しとは別に随時の除外でも、きちっとした形で判断をして見ていくということになりますので、まず我々としては農用地で営農を守ることが大前提で、そのほかで総合計画とか何かの整合性を取った中で、個別具体的なものについては検討していくというような形で、乱開発にならないような形で進めていきたいというふうに思っています。

以上です。

福田委員　今も答弁の中で、優良農地、優良農地という線引きというのは、これはやっぱり見解の相違というのはあると思うんですよ。ですから、そういうことを言っていたら先へ進まなくなっちゃうよ。そうでしょう。既に今回の陳情でもね、おおむね10年で見直しをしていくということがうたわれている。それが既に50年も経過しているということを踏まえてもね、やはりスピード感を持った、そういう進め方というのが今求められているのが現実なんですよ。そうでしょう。

ですから、そういう優良農地といったって、執行部で言う優良農地、地権者が言う優良農地、そこに隔たりというのも出てきちゃうんですよ。ですから、その辺をしっかりと見極めて、いわゆる線引きをして、そして進めていかないという、なかなかこの事業というのは進まないですよ。しかも、農振法、農地法、それから今、もう一つは都市計画法でうたわれている調整区域、3つの網がかぶっているんです。これを一つ一つクリアをしていくという、これが、いかに大仕事かということが我々でもよく分かります。そうでしょう。だから、那珂市というのは発展が遅れるというのはそこに原因があるわけですよ。高速が開通してもう40年、何ら開発ができないというのが那珂インターチェンジ周辺、しかもインターチェンジ周辺に一番近いところがいわゆる耕作放棄地じゃなくて、耕作不能地というのが何ヘクタールありますか、あそこに。インターチェンジの目の前に。それが現実なんですよ。今、あそこ3ヘクタールぐらいあるんじゃないの、耕作不能地が。あそこなんかというのは、本当に防犯上にしても全てね、あの辺はいろんな迷惑がかかってきている。それは今言った3つの縛りがきつ過ぎる。

だから、那珂市の場合には税収も上がらない。いわゆる地価が上がっていない。固定資産税が安い。そういうことをいろんなもろもろのことをひっくるめて、やっぱりスピード感を持った対応というのが今求められているんじゃないですかね。

それとやっぱり線引き。冒頭言ったように、この優良農地、これは那珂市の基幹産業ですから、これはこれで一つの柱として当然必要だと思います。その線引きというのをい

ち早く、やはり決定をして、そしてこの3つの縛りを一つずつクリアをしていく。これが大事じゃないですか。その2つが農政課なんですよ、担当部署が。そうでしょう。あとは都市計画課ですよ。その辺、やっぱり連携を取りながら、そのために予算組んだんだから、積極的なスピード感を持った対応を切にお願いしたいと思います。

以上です。

副委員長 今日の委員会の皆さんの意見を聞いていても、いわゆるまさに考え方いろいろで、これが、線引きが50年間見直しができなかった一番の理由だと思うんです。当然、笹島委員が市街地に住んでいるとおっしゃっていましたが、私の聞くところによると、50年前、うちのほうの市街地は何もないところで、田んぼも作れないし、本当に貧しいところだったらしいんです。だからこそ、そのとき線引きをしたから文句がなかった。でも、今これだけ那珂市が発展してきちゃうと、そして一方で農地が、耕作放棄地が増えてきたというようなところで見ると、今、線引きを見直そうと思ったとき、絶対文句が出ないわけがないんですね。これ何でうちは入らないんだとか、うちが言ったことはどうして通らないんだ、逆に何でこっちは入っているんだ、なと思うんです。

農業振興地域整備計画を今年見直すということですが、これ見直しというのは本当に可能なんですか。

農政課長 ちょっと可能かどうかとなると、今その調査をしているところですので、その調査の結果によって、どうしてもやはりここは、先ほどじゃないですけども、農業できないとか、いや、ここはもうちゃんと作っているところだとか、そういったのが、作っているところがあれば直らないですけども、そういったところを調査している段階ですので、必ずしも直る、直らないというのは今の段階ではちょっと申し上げられませんが、そういった形になると思います。

以上です。

副委員長 そうすると、これは県との協議の前に、その青写真というのは、公開というか、誰かの目に触れるものなんですか。それとも完全に決まるまでは完全極秘で進められるものなんですか。

農政課長 この案ができた後になるかと思うんですけども、議会のほうにはご報告のほうをさせていただきたいとは思っております。

以上です。

委員長 質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。執行部は退席をお願いいたします。

休憩（午前11時53分）

再開（午前11時55分）

委員長 再開いたします。

これより各委員より意見を伺います。

何かご意見ございましたらお願いいたします。

大和田委員 先陣切っちゃいます、すみません。

前回も不採択ということだった。理解はできますし、今、委員から、やはり農振地の見直しということで迅速にやれと、執行部も頑張ってやるというところで、基礎調査は6年度にやって、情報収集して7年度でということで、非常にスケジュールとしても、今まで動かなかった50年という山を考えれば、非常に迅速に前向きに、執行部としてはこれは考えてくれているのかなと思います。なので、この陳情に対する、今やっているよということだと、迅速に見直しを行っているというところだと私は思います。

また、ちょっとやっぱり気になるのが、どうしても陳情の理由には、個別の案件も少し、理由の真ん中辺りには含まれているというところで、個別な案件については、以前の陳情の取扱いについても取り扱わないということで決まったという経緯もあることから、難しい、趣旨は分かりますけれども、動いているという観点から、不採択で議会としてはいいのではないかと思います。

以上です。

委員長 ほかにございませんか。

(なし)

委員長 なければ、終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより陳情第6号を採決いたします。

採決は挙手により行います。

陳情第6号を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手なしと認め、陳情第6号は不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で陳情第6号の審議を終わります。

続きまして、議員と語ろう会についてを議題といたします。

先日、議会運営委員長より報告があったとおり、本年の議員と語ろう会は常任委員会ごとに行います。したがって、来月、7月9日火曜日午後1時30分から那珂市建設業協同組合の会館をお借りいたしまして、議員と語ろう会を開催したいと考えております。

テーマにつきましては、物価高騰、人材不足等といたします。

したがって、当日の担当の割り振りについて協議をしたいと思います。

担当といたしましては、司会、書記を行っていただきたいと思います。司会につきましては、私、寺門のほうでやらせていただきたいと思います。したがって、書記、できれ

ば2名をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(複数発言あり)

委員長 ただいま小宅副委員長と大和田委員ということで名前が出ましたんで、よろしくお願いいたします。

続きまして、調査事項、道の駅についてを議題といたします。

今後どのように進めていくか、委員の皆様からご意見をいただき、正副委員長で精査したいと考えております。いかがでしょうか。

(「結構です」と呼ぶ声あり)

大和田委員 調査事項のやつで道の駅なんですけれども、藤森さんのところを見に行ったり。

たまたま藤森さんのところ、近江八幡市か、タイルミュージアムとか、そういったのが何か結構、人の入りがいいとかという話も。

(「視察」と呼ぶ声あり)

大和田委員 視察はね。そういうのとか、あとは出荷組合、これは議員と語ろう会とかのを含めてになっちゃかもしれないんですけれども、出荷組合とか、那珂市の人らの話を聞いたりなんなりというのをしたいなと思うんですけれども、どうでしょうか。出荷組合とか三セクとか、準備委員会とか、そういう話を聞きたいなと思っているんですけれども。

福田委員 何か所ぐらいあるの、今回のその設計者の実際に出来上がったところというのは。

この間の資料、あれは一部なんだろう。

次長補佐 ちょっとまだ事務局のほうでも調べてはいないんですけれども、何か所か、岐阜県とか、あちらのほうにもあったかとは思いますが。ちょっとそこは事務局でもう一回調べてみます。

福田委員 草屋根は、ああいうのは参考にならないから。何か所あるんですか。

次長補佐 何か所かはちょっと調べていないんですけれども、ただ、滋賀県以外にも岐阜県とか、そちらのほうにもあると思いますので、ちょっと決まりましたら、改めてそこは事務局のほうで調べたいと思います。

福田委員 一般的な建物、建築物、いわゆる草屋根とか、ああいうのを見ても我々は参考になりませんので、ちゃんとした建物の、そういう設計したところがあれば、そういうところを見てみたいなど、私はそう思います。

以上です。

笹島委員 どこか道の駅を造ったところあるんでしょう。そこを参考にしたいと思うんですよ。

次長補佐 道の駅はないと思うんですけれども、ちょっとそれも含めて。

委員長 私も以前確認したところ、藤森先生の道の駅の実績はなかったということで伺っています。

遠藤委員 でも、商業施設と言ってたよね。何か道の駅じゃないけど、商業施設と言ってたよ

ね。

大和田委員 あとミュージアムかな。

笹島委員 商業施設を見なきゃいけないですね。だって、今、図書館を見たってしょうがないし。

福田委員 公共施設では駄目だろう。

笹島委員 公共施設は駄目。だから商業施設。

福田委員 商業施設あるの。

次長補佐 ちょっと調べさせていただきたいと思います。

事務局長 近江八幡市のラコリーナっていうところが商業施設にはなっています。

福田委員 近江八幡市というと滋賀県か。

副委員長 福田委員おっしゃるように、私たちが別に議会としてその建物を見ても、じゃどうするんだという話なわけですよ。それよりは、道の駅の計画を断念した龍ケ崎市に行って話を聞いてみたいというのと、あとはそこから近い境町ですか、境町でふるさと納税、8年連続日本一ですので、そこをちょっと視察してみたいなというのを私は思っています。いかがでしょう。

笹島委員 龍ケ崎市が駄目になったのは、造ろうと思ったんだけど、あそこの何でしたっけ、牛久沼のところに基礎が打てなくてという、そういう建物の事情があって断念したんですよね。そうなんです。だから、できればあまり見たくないですね。できれば、近江八幡市はいいと思うんですよね。

福田委員 あそこはいわゆる地盤が駄目なんですか。

笹島委員 そうなんです。だから、できれば先ほど大和田委員が言っていた近江八幡なんていうのは。

副委員長 何のために行くんですか。

大和田委員 そこもそうだし、多治見市なんかもミュージアム、結構、人が入っているなんていう話を聞いたもんですから、そういったことも含めて。あと、さっき言ったね、三セクとかね、出荷組合とかね、前、笹島委員も言っていたとおり収支の話もしたいと思うので、そういったのをちょっと、市内、中身のこともちょっと聞きたいなと。市内の組合も聞きたいということね、話を聞きたいと。お願いします。

委員長 それでは、皆様のご意見を正副委員長で精査させていただきまして、ポイントを絞ってこちらのほうで進めさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

委員長 それでは、本日の議題は全て終了いたしました。

以上で、産業建設常任委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会（午後0時05分）

令和6年8月26日

那珂市議会 産業建設常任委員会委員長 寺門 勲